

四半期報告書

(第89期第1四半期)

自 平成25年4月1日

至 平成25年6月30日

日本ゼオン株式会社

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 1

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営上の重要な契約等 2
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 6
- (2) 新株予約権等の状況 6
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 6
- (4) ライツプランの内容 6
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 6
- (6) 大株主の状況 6
- (7) 議決権の状況 7

2 役員の状況 7

第4 経理の状況 8

1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 9
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 11
 - 四半期連結損益計算書 11
 - 四半期連結包括利益計算書 12

2 その他 16

第二部 提出会社の保証会社等の情報 17

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月7日
【四半期会計期間】	第89期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）
【会社名】	日本ゼオン株式会社
【英訳名】	ZEON CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 田中 公章
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
【電話番号】	東京（3216）1412
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 南 忠幸
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
【電話番号】	東京（3216）1412
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 南 忠幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第88期 第1四半期 連結累計期間	第89期 第1四半期 連結累計期間	第88期
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高 (百万円)	65,187	72,437	250,763
経常利益 (百万円)	5,736	9,999	25,212
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,948	6,190	14,750
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	3,937	8,102	29,397
純資産額 (百万円)	138,036	168,771	162,057
総資産額 (百万円)	321,320	352,405	350,508
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	12.75	26.78	63.81
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	12.73	26.73	63.70
自己資本比率 (%)	42.0	46.8	45.2

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間を振り返りますと、政府の経済対策への期待感から円安・株価の上昇等が進み、景況感に回復の兆しが見られるものの、欧州債務不安の長期化や、新興国の景気減速等により、先行き不透明な状況で推移しました。

当社グループは、このような環境のもとで、引き続き「ZΣ運動」による徹底したコスト削減に努めるとともに、エラストマー素材事業においては原料価格の変動に応じた販売価格改定、高機能材料事業においては付加価値の高い新製品の開発と事業拡大に取り組んでまいりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は724億37百万円となり、前年同期に比べて72億50百万円の増収となりました。また、営業利益は86億80百万円と前年同期に比べて20億88百万円の増益、経常利益は99億99百万円と前年同期に比べて42億63百万円の増益、四半期純利益は61億90百万円と前年同期に比べて32億42百万円の増益となりました。

セグメントの業績は、次の通りであります。

(エラストマー素材事業部門)

合成ゴムの販売は、円安を背景にした拡販が奏功し数量を伸ばしたものの、海外子会社において、海外市況の悪化等の影響を受けたため、全体では、売上高は前年同期を上回りましたが、営業利益は前年同期を下回りました。

合成ラテックスは、樹脂改質向け等が堅調であったことから、売上高、営業利益ともに前年同期を上回りました。

化成品関連では、円安を背景に海外市場では堅調に推移したものの、国内市場での低調およびタイ子会社での需要低迷などにより、全体では、売上高は前年同期を上回ったものの、営業利益は前年同期を下回りました。

以上の結果、エラストマー素材事業部門全体の売上高は前年同期に比べて、5億93百万円増加し455億48百万円、営業利益は前年同期に比べて、4億89百万円減少し58億59百万円となりました。

(高機能材料事業部門)

高機能樹脂関連では、医療用途・光学レンズ用途の販売が堅調に推移しました。高機能部材関連では、モバイル向け光学フィルムが好調であったことに加え、テレビ向け光学フィルムの販売も好調に推移し、数量および売上高を伸ばしました。この結果、高機能樹脂及び部材全体では、売上高、営業利益ともに前年同期を上回りました。

情報材料関連では、電池材料は好調でしたが、電子材料やトナーなどの売上高が前年同期を下回ったため、全体では、売上高、営業利益ともに前年同期を下回りました。

化学品関連では、合成香料においては競合メーカーの生産調整があったこと、および特殊化学品においては拡販活動が進んだことにより、売上高、営業利益ともに前年同期を上回りました。

以上の結果、高機能材料事業部門全体の売上高は前年同期に比べて、41億86百万円増加し154億82百万円、営業利益は前年同期に比べて、25億36百万円増加し24億96百万円となりました。

(その他の事業部門)

その他の事業においては、商事部門の販売が減少したものの、塗料事業の子会社化などにより、売上高は前年同期に比べて、26億32百万円増加し121億15百万円、営業利益は前年同期に比べて、47百万円増加し3億20百万円となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当期は、平成23年度から平成25年度までの中期経営計画『SZ-20（エスゼット20）』推進の3年目（最終年度）として、計画で掲げました「『2020年のありたい姿』－化学の力で未来を今日にするZEON－」の実現のため、全社事業戦略として「エラストマー素材事業と高機能材料事業のそれぞれの強みを磨き上げ、両輪でグローバルに事業を拡大する」こと、ならびに「2020年のありたい姿を実現する企業風土を『見える化』をベースに育成する」ことの2点を基本方針として、諸課題に取り組んでおります。

1点目の全社事業戦略について、エラストマー素材事業では、シンガポールS-SBRプラントをはじめとす

るグローバル生産拠点の建設を進めてまいりましたが、これらのグローバル生産拠点を確実に立上げ、海外生産高比率を上げてまいります。加えて、汎用製品の差別化など、経済状況等の環境変化にも耐える製品の研究開発、上市を進めてまいります。また、高機能材料事業では、重点3事業分野（情報用部材・エネルギー用部材・メディカルデバイス）での研究開発や上市を早めるとともに、福井県敦賀市に建設中の斜め延伸位相差フィルム工場など、新規プラントの確実な立上げにより、事業拡大を目指してまいります。

2点目の企業風土の育成に関しましては、当社グループ全員が共有する「重要な価値観（スピード・対話・社会貢献）」を実践し強化する取り組みや、「大切に作るゼオンらしさ（仲間との相互信頼）」を育み強化する取り組みを推進してまいります。

また、当期は『SZ-20（エスゼット20）』推進の最終年度となることから、中長期の展望を踏まえ、平成26年度からスタートする新中期経営計画を策定してまいります。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株券等に対する大量買付けであっても、当社の株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、買収提案の中には、その目的等から見て企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや、対象会社の株主に株券等の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が買収提案の内容を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の株主共同の利益に資さないものもないとは言えません。

当社の企業価値を維持・向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である、お客様の夢と快適な社会の実現に役立つ「優れた製品やサービス」を続々と提供することを可能とする「独創的技術」の強化・創出とともに、高度の専門性を有するのみならず、「スピード」「対話」「社会貢献」という当社の重要な価値観を理解し、この価値観に基づいた行動を実践できる多様かつ有能な人材を、研究開発・生産・販売・管理等のさまざまな分野にわたり育成・確保すること、ならびにユーザー密着型の製品開発および市場展開等に貢献する取引先との良好な関係を構築することが必要不可欠です。さらに、当社は、CSR（Corporate Social Responsibility）を全うし、広く社会からの信頼を確保することも、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。従いまして、当社株券等の大量買付けを行う者が、当社の財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させる姿勢と方針を持つのでなければ、当社の株主共同の利益は毀損されることになります。

また、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは必ずしも容易でないものと思われれます。従いまして、当社株主の皆様が買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに、当社株券等の大量買付けや買収の提案が行われる場合には、当社の株主共同の利益が毀損されることになりかねません。

当社は、このような当社の株主共同の利益に資さない買収提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は昭和25年4月の設立以来、「大地の永遠と人類の繁栄に貢献するゼオン」を企業理念として、大地（ギリシャ語で「ゼオ」）と永遠（ギリシャ語で「エオン」）からなるゼオンの名にふさわしく、世界に誇り得る独創的技術により、地球環境と人類の繁栄に貢献することを使命に、企業価値の維持・向上に努めてまいりました。具体的には、当社の開発した世界最高レベルの蒸留精製技術であるGPB法およびGPI法その他の独自技術により、原油生成物であるC4留分およびC5留分を徹底的に分離精製し、特殊ゴム、リーフアルコール、シクロオレフィンポリマー、光学フィルム等に代表される高付加価値の石油化学製品を続々と生み出すことを通じて、高い性能を要求される用途に応え続け、お客様の夢と快適な社会の実現に貢献し、ひいては当社の市場競争力を創造してきたものであります。

このように当社の企業価値の源泉は、第一義的には、お客様に「優れた製品やサービス」を続々と提供することを可能とする「独創的技術」にあります。当社はエラストマー素材事業と高機能材料事業のそれぞれの強みを磨き上げ、両輪でグローバルに事業を拡大することを基本方針に、海外新生産拠点の構築と重点3事業分野（情報用部材・エネルギー用部材・メディカルデバイス）での新製品開発へのリソース積極投入による研究開発の加速、工場とも連携した既存生産技術の改善と新規生産技術の開発、新規探索開発活動の強化といった諸課題への取り組みを通じて、独創的技術の継続的な強化・創出、お客様の夢と快適な社会の実現に貢献する製品・サービ

スの提供に努めております。

そして、このような独創的技術を基盤とした事業展開には、研究開発・生産・販売・管理等のさまざまな分野にわたり、高度の専門性を有するとともに「スピード」「対話」「社会貢献」という当社の重要な価値観を理解し、この価値観に基づいた行動を実践できる多様かつ有能な人材を確保することが不可欠であり、当社においても労使間で長年にわたり醸成された深い信頼関係の下、こうした人材の育成・確保に努めております。また、長年の取引関係を通じ築き上げてまいりました顧客・取引先との良好な関係も、ユーザー密着型の製品開発および市場展開を可能とする等の面で、当社の企業価値の維持・向上に寄与するものと考えられます。

さらに、当社は、CSR (Corporate Social Responsibility) を全うし、広く社会からの信頼を確保することも、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。当社は、CSRの取り組みの基本的な考え方を対外的に明らかにし、ゼオングループ全員が今一度CSRへの思いを新たにすべく、平成22年4月に「コンプライアンスを徹底し、社会の安全・安心に応える」「企業活動を通じ、社会の持続的発展と地球環境に貢献する」「一人ひとりがCSRを自覚し、行動する」の3項目からなる『CSR基本方針』と、その趣旨を具体的に求められる行動の基準として列挙し、規定化した『CSR行動指針』を制定しました。また、平成23年1月からは、社長を議長とした『CSR会議』を最高機関とする新たなCSR推進体制をスタートさせ、コンプライアンス体制の強化、安全な工場の実現、地域社会との共生等の諸課題に継続的に取り組み、当社に係る利害関係者（いわゆるステークホルダー）の信頼の維持・確保に努めております。

当社は、中期経営計画の策定および実行等の取組みを通じ、これら当社の企業価値の源泉を今後も継続的に発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上につながるものと考えており、基本方針の実現にも資するものと考えております。したがって、かかる取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年6月27日開催の当社定時株主総会において、「当社株券等の大量買付行為に関する対応方針」を導入いたしました。有効期間満了にあたり、平成23年6月29日開催の当社定時株主総会において、一部改定のうえ継続する決議をいたしました（以下、継続後の方針を「本対応方針」といいます。）。当社は本対応方針を、平成23年5月23日付「当社株券等の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」として以下のURLに公表しております。詳細については、こちらをご覧ください。

http://www.zeon.co.jp/ir/news/20110523_2.pdf

本対応方針は、当社株券等に対する大量買付けが行われた際に、かかる大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、または場合により株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みとして導入されるものであり、基本方針に沿うものです。

さらに、当社取締役会は次の理由から、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容も踏まえた内容となっております。

2) 株主共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、当社株券等に対する大量買付けがなされた際に、当該買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

本対応方針の継続は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向によっては本対応方針の廃止も可能であることから、本対応方針が株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

3) 株主意思を反映するものであること

当社は、本対応方針の継続に関する承認議案を平成23年6月29日開催の定時株主総会に付議し、本対応方針は株主の皆様のご承認を得ておりますので、その継続についての株主の皆様のご意向が反映されております。

また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

4) 外部専門家の意見の取得

当社取締役会は、大量買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大量買付者との交渉を行うに際しては、必要に応じて、外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ます。これにより当社取締役会の判断の客観性および合理性が担保されることとなります。

5) 特別委員会の設置

当社は、本対応方針の必要性および相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、且つ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

6) デッドハンド型買収防衛策等ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その実施を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は27億5百万円であります。

なお当第1四半期連結累計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	800,000,000
計	800,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月7日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	242,075,556	242,075,556	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	242,075,556	242,075,556	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成25年4月1日 ～ 平成25年6月30日	—	242,075	—	24,211	—	18,336

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 10,913,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 230,961,000	230,961	—
単元未満株式	普通株式 201,556	—	—
発行済株式総数	242,075,556	—	—
総株主の議決権	—	230,961	—

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式が1,000株（議決権の数1個）含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
日本ゼオン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号	10,913,000	—	10,913,000	4.51
計	—	10,913,000	—	10,913,000	4.51

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,216	7,651
受取手形及び売掛金	※2 69,299	※2 74,968
商品及び製品	43,145	42,499
仕掛品	3,826	4,350
原材料及び貯蔵品	9,607	10,781
未収入金	31,916	31,504
繰延税金資産	2,703	2,696
その他	3,019	3,294
貸倒引当金	△75	△79
流動資産合計	175,656	177,665
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	34,817	34,627
機械装置及び運搬具（純額）	35,126	34,499
土地	18,042	18,098
建設仮勘定	16,751	19,094
その他（純額）	4,200	4,328
有形固定資産合計	108,937	110,646
無形固定資産		
その他	6,577	6,326
無形固定資産合計	6,577	6,326
投資その他の資産		
投資有価証券	51,971	50,426
繰延税金資産	901	923
その他	6,773	6,712
貸倒引当金	△306	△294
投資その他の資産合計	59,338	57,767
固定資産合計	174,852	174,740
資産合計	350,508	352,405

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※2 73,953	※2 77,566
短期借入金	20,156	20,835
コマーシャル・ペーパー	7,000	1,000
1年内償還予定の社債	10,000	—
未払法人税等	3,923	3,457
賞与引当金	1,657	160
その他の引当金	123	1,191
その他	17,747	16,207
流動負債合計	134,560	120,415
固定負債		
社債	—	10,000
長期借入金	29,327	29,210
繰延税金負債	8,059	7,605
退職給付引当金	11,549	11,799
その他の引当金	1,762	1,265
その他	3,194	3,339
固定負債合計	53,891	63,219
負債合計	188,451	183,634
純資産の部		
株主資本		
資本金	24,211	24,211
資本剰余金	18,372	18,372
利益剰余金	115,836	120,640
自己株式	△8,108	△8,108
株主資本合計	150,312	155,115
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	15,848	14,844
繰延ヘッジ損益	△0	1
為替換算調整勘定	△5,468	△2,626
年金負債調整額	△2,199	△2,387
その他の包括利益累計額合計	8,182	9,833
新株予約権	262	270
少数株主持分	3,301	3,553
純資産合計	162,057	168,771
負債純資産合計	350,508	352,405

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	65,187	72,437
売上原価	47,317	51,189
売上総利益	17,870	21,248
販売費及び一般管理費	11,277	12,568
営業利益	6,593	8,680
営業外収益		
受取利息	26	22
受取配当金	313	292
為替差益	—	1,255
雑収入	163	194
営業外収益合計	502	1,762
営業外費用		
支払利息	247	192
為替差損	663	—
休止固定資産減価償却費	308	161
雑損失	141	90
営業外費用合計	1,359	444
経常利益	5,736	9,999
特別利益		
その他	11	13
特別利益合計	11	13
特別損失		
固定資産処分損	48	36
その他	542	8
特別損失合計	590	43
税金等調整前四半期純利益	5,157	9,969
法人税等	2,086	3,665
少数株主損益調整前四半期純利益	3,071	6,303
少数株主利益	123	114
四半期純利益	2,948	6,190

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	3,071	6,303
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△820	△982
繰延ヘッジ損益	△2	2
為替換算調整勘定	1,804	2,967
年金負債調整額	△116	△188
その他の包括利益合計	866	1,799
四半期包括利益	3,937	8,102
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,763	7,841
少数株主に係る四半期包括利益	175	261

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
1. 税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。
2. 原価差異の繰延処理	季節的に変動する操業度等により発生した原価差異は、原価計算期間末までにはほぼ解消が見込まれるため、当該原価差異を流動資産（その他）および流動負債（その他）として繰り延べております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 偶発債務

保証債務

連結会社以外の会社及び従業員の金融機関等からの借入金等に対する債務保証

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
(株) T F C	1,100百万円	(株) T F C 1,100百万円
従業員	173	従業員 170
その他2社	95	その他1社 89
計	1,368	計 1,358

※2. 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
受取手形	704百万円	632百万円
支払手形	662	581

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
減価償却費	4,116百万円	3,867百万円
のれんの償却額	—	148

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,387	6	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,387	6	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	エラストマー 素材事業	高機能材料 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上 高	44,492	11,296	55,788	9,399	65,187	—	65,187
セグメント間の内 部売上高又は振替 高	463	—	463	84	547	△547	—
計	44,955	11,296	56,251	9,483	65,733	△547	65,187
セグメント利益又は 損失(△)	6,348	△41	6,308	272	6,580	12	6,593

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、R I M配合液等の販売等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額12百万円は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

Ⅱ 当第1四半期連結累計期間（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	エラストマー 素材事業	高機能材料 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	44,908	15,482	60,389	12,047	72,437	—	72,437
セグメント間の内部売上高又は振替高	640	—	640	67	707	△707	—
計	45,548	15,482	61,029	12,115	73,144	△707	72,437
セグメント利益	5,859	2,496	8,355	320	8,675	6	8,680

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、R I M配合液、塗料等の販売等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額6百万円は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	12円75銭	26円78銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,948	6,190
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,948	6,190
普通株式の期中平均株式数(千株)	231,167	231,162
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	12円73銭	26円73銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	347	399
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

株式交換による完全子会社化

当社と当社の連結子会社である株式会社トウペ（以下「トウペ社」という。）は、平成25年5月9日開催の両社の取締役会において、当社がトウペ社を完全子会社化するための株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換については、平成25年6月25日に開催されたトウペ社の定時株主総会において承認を受け、平成25年8月1日を本株式交換の効力発生日としております。また、当社においては会社法第796条第3項の規定に基づき、簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を受けずに本株式交換を実施いたしました。

なお、トウペ社株式は、本株式交換の効力発生日（平成25年8月1日）に先立ち、株式会社東京証券取引所において平成25年7月29日付で上場廃止（最終売買日は平成25年7月26日）となっております。

1 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

	名称	事業の内容
株式交換 完全親会社	日本ゼオン株式会社（当社）	合成ゴム等の化学工業製品の製造、加工及び売買 他
株式交換 完全子会社	株式会社トウペ	塗料・化成品の製造及び販売、塗料の工事施工等関連業務

(2) 企業結合日

平成25年8月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を完全親会社とし、トウペ社を完全子会社とする株式交換

(4) 本株式交換の目的

当社のエラストマー素材事業をトウペ社の化成品事業と一体となって事業展開するに際しては、当社及びトウペ社との密接な連携が必要となり、トウペ社を当社の完全子会社とし、短期的な業績変動に過度に捉われず、中長期的な視点に立ち、トウペ社が上場会社であることに伴う各種の制約に捉われることなく、当社グループの一員として、当社と一体になって事業展開を行っていくことが、最も有効かつ適切であると考えました。

2 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引等として会計処理を行う予定です。

3 子会社株式の追加取得に関する事項

(1) 株式の種類及び交換比率並びに交付した株式数

	当社 (株式交換完全親会社)	トウペ社 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	0.1236
本株式交換により 交付した株式数	普通株式439,748株	

ただし、当社が保有するトウペ社株式27,243,900株については、本株式交換による株式の割当ては行っておりません。なお、交付する株式は保有する自己株式を充当しております。

(2) 株式交換比率の算定方法

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はみずほ証券株式会社を、トウペ社は野村證券株式会社を、それぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

両社は、それぞれ第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に慎重に検討し、また、公開買付けの際の諸条件及び結果並びに当社株式の市場株価水準その他の諸要因を勘案した上で、トウペ社株式の評価については、公開買付けの際における公開買付価格と同一の価格を用いて両社間で交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、両社は、トウペ社株式の評価について公開買付けにおける公開買付価格と同一の価格を用いた本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換を行うことについて、平成25年5月9日に開催された両社の取締役会において承認の上、同日両社間で株式交換契約を締結いたしました。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月7日

日本ゼオン株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 百井 俊次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤原 選 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安藤 勇 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本ゼオン株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本ゼオン株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。